

# 小樽後志放射線技師会規約

昭和51年4月1日制定

平成2年4月20日一部改定

平成10年4月24日一部改定

平成16年4月23日一部改定

平成21年4月24日一部改定

平成23年4月22日一部改定

平成28年4月22日一部改定

## 第1章 総則

- 第1条 本会は小樽後志放射線技師会と称する。
- 第2条 本会は会員の職業倫理を高揚すると共に技術の向上と社会福祉に寄与しあわせて会員相互の親睦を目的とする。
- 第3条 本会の事務所は会長これを定める。
- 第4条 本会は、一般社団法人北海道放射線技師会小樽後志支部を兼ねる。

## 第2章 事業

- 第5条 本会は第2条の目的を遂行するため次の事業を行う。
- 1 学術講演及び研修会の開催
  - 2 放射線技術に関する研究発表
  - 3 親睦を目的とするレクリエーション等の実施
  - 4 その他本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

- 第6条 本会の会員は次の通りとする。
- 1 小樽後志地区に在勤又は在住する放射線技師及びエックス線技師をもって組織する。
  - 2 本会の趣旨に賛同し会長が認めたもの。

## 第4章 役員

- 第7条 本会は次の役員を置く。
- 1 会長 1名、副会長 1～数名、理事 若干名、監事 1名
- 第8条 本会の役員の内会長、副会長、及び監事は総会において会員の中から立候補及び推薦によって選出し選挙によって決定する。その方法は、本会役員選挙規定により行われる。
- 2 理事は会長が委嘱する。
- 第9条 役員任期は2か年とし再任を妨げない。
- 第10条 会長は本会を代表し会務を統轄する。また会長は、一般社団法人北海道放射線技師会小樽後志支部長を兼ねる。
- 2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 監事は業務及び会計の監査を行う。

## 第5章 会議

- 第11条 会議は総会及び役員会とする。
- 1 総会は年1回の定期総会とし原則として4月に開催する。
  - 2 役員会は必要ある場合会長これを招集する。
  - 3 会議は会員又は役員過半数をもって成立する。

## 第6章 会計

- 第12条 本会の会計は会費及び寄付金をもってこれに当てる又会費は総会において決定する。
- 第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更

- 第14条 本会の規約は総会によりこれを変更することができる。

## 附則

- 1 本規約は昭和51年4月1日より実施する。
- 2 本規約以外のことについては一般社団法人北海道放射線技師会規約を準用することができる。

## 小樽後志放射線技師会慶弔規定

平成21年4月24日制定

## 小樽後志放射線技師会役員選挙規定

平成21年4月24日制定

平成30年4月20日一部改定

### 第1章 総則

第1条 本会会則第8条によりこの規定を定める。

第2条 本会会則第8条に定める役員はこの規定によらなければならない。

第3条 役員選挙は総会に於いて行なう。

第4条 選挙を行う時、選挙管理委員は投票日の15日前までに次の事項を告示しなければならない。

- 1 選挙を行う理由
- 2 選挙すべき役員およびその人員
- 3 立候補届及び推薦届けの提出期限
- 4 投票日
- 5 当選人の発表日

第5条 候補者が締め切り時を過ぎても役員定数をこえないときは、その者を当選者とし総会の信任を得るものとする。

### 第2章 選挙管理委員会

第6条 選挙を行う常設機関として選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員の任期は2年とし、その再選は妨げない。

第7条 選挙管理委員は総会の承認を得て指名する。

第1条 小樽後志放射線技師会規約第1章、第2条の精神に則り、会員相互の親睦を図り、共済を行うことを目的とし次の事業を行うことができる。

- 1 会員が死亡の時は弔電および供花を送ることができる。
- 2 会員が結婚する場合は、祝電を贈ることができる。
- 3 その他この規程にない必要な互助給付事項が発生した場合は、役員会で協議のうえ会長が決める。

### 附則

この規定は会則の効力を発した日から適用する。

## 会費免除に関する規定

平成28年4月22日制定

第1条 この規程は、会費免除の取り扱いについて必要事項を定める。

(永年会員の免除)

第2条 満60歳を超え、年会費の10倍を納入した者は永年会員として登録し、以後会費は、終身にわたって免除されるものとする。

(免除対象者)

第3条 本規程に定める免除の対象者は、過去の会費が適正に納められている場合に限る。

### 附則

- 1 この規程に基づく会費の免除は、平成28年以降とする。
- 2 この規程は、第69回定期総会の決議を得て、平成28年4月22日より施行する。
- 3 本規程以外の「長期療養者の免除」「その他の免除」については、一般社団法人北海道放射線技師会「会費免除に関する規程」に順ずるものとする。